

第5章 計画の体系

基本理念	基本目標	目標の実現に向けた取り組み
<p style="text-align: center;">元 気 で 笑 顔 あ ふ れ る ま ち</p> <p style="text-align: center;">酒 田</p>	<p>I つながりを大切にし 共に支え合うまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民の交流の場づくり 2. 自治会活動の推進 3. 地域福祉の拠点（組織）づくり 4. 学区・地区社会福祉協議会活動を通じた支え合いの推進 5. 生きがいづくり
	<p>II 安全で安心して暮らせるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 快適なまちづくりの推進 2. 自主防災・防犯体制の充実 3. 子育てがしやすい地域環境の整備 4. 健康づくりの推進 5. 虐待防止と権利擁護の啓発と普及
	<p>III 地域福祉サービスの充実したまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談体制の充実 2. 住み慣れた地域で安心して生活していくための支援 3. 適切な福祉サービスの提供 4. 地域社会での孤立防止 5. 生活困窮者の自立支援
	<p>IV 世代をこえて ひと こころを育てるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉の心を育むまちづくり 2. 地域の福祉を支える担い手の育成 3. ボランティア、NPO法人との協働によるまちづくり 4. 社会貢献活動の推進

第6章 基本目標の実現に向けた取り組み

基本目標 I つながり大切にし 共に支え合うまち

地域住民の助け合いによる地域づくりを推進していくには、住民相互のつながりを大切にし、普段からのお互いのあいさつや地域での活動などによる近所付き合いを行うことで信頼関係を育む必要があります。市民アンケート調査では、近所で「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」、「訪問し合う人がいる」という人は、半数以下でした。

また、地区座談会では、「地区の集まりはいつも同じメンバー」、「若い人が自治会活動に参加しない。関心を持たない。伝えたいが、つながらない。」という意見もありました。

地域でのふれあいがますます必要となっている中、子育てや介護の社会化、高齢者や障がい者の地域での暮らしへの援助など、人と人のつながり、思いやりを大切にした地域コミュニティづくりを推進するとともに、緊急時の対応など、お互いに支え合い、助け合うことができる地域社会を目指します。

1. 地域住民の交流の場づくり

現状と課題

- 市民アンケート調査によると、隣近所づき合いについては、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と答えた人は34.6%で、一定程度のつき合いはありますが、その内容は希薄といえます。
- 地域住民の間では、地域の連帯感を養うための交流や高齢者、障がいがある人、子育て中の親など孤立しやすい住民・家族をつなぐ交流を図ることにより、お互いのつながりを深めていくことが求められています。

取り組み等

※実施主体の役割は、第7章2「地域福祉を推進する実施主体と役割」に掲載しています。

取り組み	実施主体※
①身近な場所を活用した交流の場づくり 自治会館のほかに、空き家・空き地など身近な場所を活用し、高齢者、障がい者、子育て中の親、子どもなど様々な世代が交流し、お互いが集える場づくりを推進する。	地域、行政 社会福祉協議会
②誰でも参加できる活動づくり 高齢者、障がいのある人、子育て中の親、また働き盛りの世代など、誰でも参画しやすい祭り、ボランティア活動などのイベント	地域

<p>トや行事等を通して、地域活動への参加を呼びかけるなどの取り組みを行う。</p> <p>③地域内のグループ活動の活性化 地域での老人クラブ、婦人会、子ども会など各種グループへの参加を促すとともに、それぞれの活動の活性化を図る。</p>	<p>地域</p>
---	-----------

市民の声 ～地区懇談会より～

- 自治会の中に、りっぱな空き家がある。こうした物件を居場所として提供できればと考えるが、1つの自治会だけで運営するのは大変である。

2. 自治会活動の推進

現状と課題

- 自治会では行事、祭り、防犯・防災など様々な活動により住民相互のコミュニティを図っています。
- 地域における支え合いを考えていく上で、最も身近なコミュニティである自治会の役割は非常に大きく、様々な取り組みを行う上で基礎となる団体となることから、その活性化が求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①自治会内のネットワークづくり 自治会への加入促進の取り組みを行い、住民相互のつながりを確保し、日常生活の相談・見守り・支援を行う自治会における福祉ネットワークづくりを推進する。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域</p>
<p>②自治会内の交流事業の推進 自治会では、住民相互の理解が深まるように、世代間交流事業や祭りなど様々な活動を行っている。さらに活動の情報を広く提供し、誰もが参加できる体制づくりを行う。</p>	<p>地域</p>
<p>③地域コミュニティの充実 自治会やコミュニティ振興会が育んできた力を生かし、各地区に合った取り組みを地域コミュニティ自らが選択し実行できる仕組みづくりとして、新たにひとづくり・まちづくり総合交付金</p>	<p>行政</p>

<p>を創設し、地域福祉を始め、防災対策、社会教育など多様な分野の担い手となる地域コミュニティを支援する。</p> <p>④自治会集会施設整備のための支援 自治会集会施設の新築、修繕費、住宅福祉機器の設置を支援していく。</p>	行政
---	----

市民の声 ～地区懇談会より～

- 地域の行事に参加し、あいさつを交わすことで地域の人々の顔を知ることが大切だが、同じ人ばかりが参加する。
- サロンなどに参加しない人をどうしたら集められるのか困っている。
- 相撲大会や神社清掃など、若いひとたちとの酒飲みや会話は楽しい。

3. 地域福祉の拠点（組織）づくり

現状と課題

- 地域福祉活動を推進するためには、その組織づくりと拠点が鍵となります。
- 地域のより身近な地域福祉を担う組織を強化するとともに、さらなる連携を図り、高齢者、障がい者、子育て等に関する課題に取り組むことが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①コミュニティ振興会と学区・地区社会福祉協議会の連携強化 地域福祉の中心となるコミュニティ振興会と学区・地区社会福祉協議会との連携を強化する。</p>	地域 社会福祉協議会 行政
<p>②福祉のネットワークづくり 地域住民、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉事業者、ボランティアやNPO法人、行政が相互に連携して、ネットワークづくりを行う。 さらに、これらを総合的にコーディネートする役割を担い、地域住民のリーダーとして地域の問題把握と解決にあたる人材の育成を図る。</p>	行政 社会福祉協議会 福祉事業者、地域

<p>③コミュニティセンター等拠点施設の活用</p> <p>地域福祉の拠点となる組織が効果的に機能するように、コミュニティセンター、自治会館などの地域資源を活用し、福祉に対する住民意識を深め、福祉活動を通じた地域の再生を推進する。</p>	行政、地域
<p>④福祉専門組織の活用と支援</p> <p>地域内の社会福祉施設や地域包括支援センターを拠点とし、専門的機能を生かした各種相談への対応など地域福祉への取り組みを積極的に支援する。</p>	福祉事業者 行政

4. 学区・地区社会福祉協議会活動を通じた支え合いの推進

現状と課題

- 学区・地区社協は、36地区（概ね小学校区）を単位とする地域住民の自主的な組織で、身近な地域における福祉活動の実践組織として活躍しています。
- 市民アンケート調査によれば、見守り活動やネットワークづくりへの取り組みに期待が寄せられています。
- 支え合い活動を充実していくためには、地域福祉を担う中核として、学区・地区社協の役割は極めて重要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①新・草の根事業等の包括的見直し</p> <p>学区・地区社会福祉協議会が取り組む、見守りネットワーク支援事業やふれあい給食事業、地域交流サロン事業などの新・草の根事業について、市社会福祉協議会が活動実態や課題、各学区・地区の地域特性を改めて整理し、改善・拡充のために事業全体の見直しを行う。併せて、学区・地区社会福祉協議会の独自事業の充実・推進を図る。</p>	社会福祉協議会
<p>②市社会福祉協議会の基盤強化等の継続</p> <p>市社会福祉協議会は、自主事業の充実及び学区・地区社会福祉協議会等、地域の福祉関係諸団体への支援・指導機関としての役割を果たすため、組織、財政等体制の具体的な基盤の強化整備を図る。また、多様化する地域福祉のニーズに対応するため、設置目的に即した活動のさらなる活性化を図る。</p>	社会福祉協議会

5. 生きがいづくり

現状と課題

- 市は老人クラブ、シルバー人材センターの自主的活動、高齢者や障がい者のスポーツ活動、サークル活動を支援しています。
- 高齢者や障がいがある人などが、生きがいを持ち、生き生きと生活できることが地域の活性化にもつながります。
- 高齢者が地域活動に参加することは、豊かな社会経験を持つ人材資源の有効活用になります。
- 障がいがある人が、多様な活動・交流の場へ参加することにより、地域とのふれあいが促進されます。障がいの有無、年齢を問わず、あらゆる分野の活動に参加する機会を通じ、生きがいを持って生活できる地域が求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①老人クラブ、シルバー人材センターへの支援 高齢者が生きがいを持ち社会貢献を行うなど、地域で生き生きと生活するため、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業への支援を行う。	行政
②障がい者の社会参加への支援 障がい者の雇用の促進と社会参加を促すため、国・県など関係機関と連携して支援に取り組む。また、地域イベント等への参加を促すとともに、就労の機会を提供できるように地域、事業所等との連携を図る。	行政、地域 社会福祉協議会
③高齢者、障がい者のサークル活動等への参加推進 高齢者、障がい者自身の知識や技術を発揮して、自主的に各サークル活動、ボランティア活動などに参加し、地域との交流、また地域の担い手として活躍できるよう支援する。	行政、地域

市民の声 ～地区懇談会より～

- 老人クラブに参加している人は何も心配はいらないが、クラブに入る人が少なくなった。
- 老人クラブをまとめるリーダーがいなくなった。

基本目標 II 安全で安心して暮らせるまち

地域で高齢者や障がい者が安全、安心で快適に暮らすためには、まずは身近な生活環境を整備していく必要があります。頻繁に利用する施設の段差などのバリア（障壁）をなくすことや、いつまでも生き生きとした生活を送るための健康な心とからだづくりに心がけることなどが大切となります。また、近年、地震・豪雨などによる災害が多く発生していることから、日頃から災害等へ備えておくことが必要です。これらへの取り組みを充実していくことで、より快適な地域生活の実現を目指します。

1. 快適なまちづくりの推進

現状と課題

- 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に生活するためには、たとえば施設であれば段差解消や手すりの設置などを行い、誰もが不自由を感じずに利用できるようにするなど、バリアフリー化によるまちづくりを推進していくことが重要です。
- 美しい景観や快適な地域づくりのため、地域の自然や公共的空間の環境を、地域自らの手で保全していくことが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①地域拠点施設や民間住宅のバリアフリー化 コミュニティセンター等の地域活動拠点のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設設備等の整備に努める。また、民間住宅においては高齢者や障がい者の住宅での段差の解消、手すりの設置などについて助成を行い、バリアフリー化を推進する。	行政
②障がい者が安全に安心して暮らせるまちづくり 道路や公共施設等のバリアフリー化の推進や、地域住民が自然に受け入れる心を醸成することにより、障がい者が生まれ育った地域で安心して暮らせるまちづくりに努める。	行政 社会福祉協議会
③美しいまちづくりの推進 地域の河川・海岸・公園清掃、花植え活動など、地域や地域の事業者などが一体となって、より美しくきれいで快適なまちにするための活動を推進する。	地域

2. 自主防災・防犯体制の充実

現状と課題

- 緊急時や災害時では、災害発生の初期段階や災害復旧が長期化する場合などにおいて、地域住民によるお互いの助け合いが重要となります。
- 地域住民がそれぞれにおいて、日頃より情報収集や訓練等を通じ緊急時、災害時の対応能力を高め、地域ぐるみで支援する体制づくりが求められています。
- 近年の高齢者を狙った子どもや孫になりすました詐欺など、犯罪が多発し多様化しつつあります。
- 地域や関係機関・団体と連携し被害の未然防止、早期対応による犯罪のないまちづくりが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①「災害時要援護者（要配慮者）避難支援事業」の推進</p> <p>災害時に自力での避難が困難である高齢者や障がい者が適切に避難できるように行政、コミュニティ振興会、自治会等が連携し、避難訓練等を実施しながら「災害時要援護者（要配慮者）避難支援事業」を推進する。</p>	行政、地域
<p>②防災知識の普及・啓発</p> <p>地域住民がそれぞれにおいて災害対応能力を高めるため、災害時要援護者（要配慮者）も一緒になって日頃から避難場所の確認や防災グッズの装備などの防災知識の習得及び啓発に努める。</p>	地域、行政
<p>③自主防災組織の整備促進</p> <p>全市的な防災組織を整備するため、自治会やコミュニティ振興会における自主防災組織づくりと体制の強化を進める。</p>	地域、行政
<p>④防犯体制の整備促進</p> <p>地域住民が自ら身の回りの安全を守っていくための意識啓発を行うとともに、防犯パトロール、地域見守り活動などを推進する。</p>	地域、行政
<p>⑤消費者トラブルの防止</p> <p>高齢者を狙った悪徳商法・特殊詐欺など日々多様化する犯罪による被害が多発していることから、老人クラブや地域包括センターなどと連携し、普及啓発を行うことにより被害の未然防止、早期対応に努める。</p>	地域、行政

市民の声 ～地区懇談会より～

- 要援護者を助ける支援者も年々高齢化している。若い人は日中不在なので、何かあった時は不安です。
- いざと言う時には隣近所のかかわりが大切。
- 災害時には、まず、自分を助ける。その後どうすればいいの？
- 防災訓練は自治会全員の集まる場所、顔合わせも兼ねている。
- ふとんの購入などセールスからお年寄りに電話がかかってくる。

3. 子育てがしやすい地域環境の整備

現状と課題

- 少子高齢化と地域の過疎化が進む中、地域ぐるみの子育て支援がますます求められています。
- 子育て中の保護者の負担感は、施策は年々充実しているものの、あまり減らない状況もあります。
- 平成27年度からの酒田っ子すくすくプランに基づき、地域における子育て支援策をさらに進め、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①地域での子育て支援の推進 地域の子どもの育ちをみんなで支える意識を醸成するとともに、コミュニティセンター等を拠点に地域人材を活用した地域子育て応援団事業など、地域での子育て支援活動を充実する。	地域、行政 社会福祉協議会
②保育園・幼稚園等と地域活動の連携 子育て支援の拠点となる保育園、幼稚園、認定こども園及び学童保育所などと地域が連携した子育て支援活動を充実する。	行政、地域 福祉事業者
③育児相談、情報提供の推進 健康センター、児童センター、子育て支援センターなどでの育児相談や交流事業を充実するとともに、子育て支援情報の周知を図る。	行政

市民の声 ～地区懇談会より～

- 高齢者が幼児を見る制度、子供たちの面倒を見るサークルがあっても良いと思う。

4. 健康づくりの推進

現状と課題

- いつまでも住み慣れた地域において自立した生活を送るためには、健康長寿の実現が求められています。
- 健康で生きがいを持ち、生き生きと生活していくためには、市民一人ひとりが運動を心がけ、食事のバランスを考え、休養と心の健康を意識し、近隣の人とのつながりを大切にすることが必要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
①食生活や生活習慣の改善 食生活改善推進協議会が行う、地域での「栄養教室」「親子料理教室」「男性料理教室」の開催や保健師等による生活習慣病の予防講座などを開催することにより、地域住民の健康への意識を高め、健康寿命の延伸を目指す。	行政、地域
②各種健康教室への取り組み 地域での参加を広く呼びかけながら、各種健康教室、出前講座、介護予防講座などを開催し、健康で生き生きと生活するための取り組みを推進するとともに、地域の仲間でも自主的な活動ができるように支援する。	行政、地域 社会福祉協議会

市民の声 ～地区懇談会より～

- 健康寿命を延ばすために効果がでるような健康づくり事業に期待したい。

5. 虐待防止と権利擁護の啓発と普及

現状と課題

- 児童虐待やDV、高齢者虐待や認知症による成年後見制度の相談件数は増加傾向にあります。
- 虐待は家庭内で多く発生しているため見えにくいと言われており、早期発見のためのネットワークづくりと支援体制等の充実が求められています。
- 認知症高齢者は増加していくと見込まれることから、権利擁護制度の体制を充実することが課題となっています。
- 一人ひとりが身近な問題として、虐待と権利擁護の正しい理解が必要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①児童虐待への迅速な対応とDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援の推進</p> <p>児童虐待に関する理解と通報義務及び通報先の周知に努め、実態把握と適切な支援を迅速に行う体制を推進する。また、DV被害者の救済のため適切な支援を行う。</p>	行政、地域
<p>②高齢者及び障がい者虐待防止対策の推進</p> <p>高齢者及び障がい者の尊厳を守るため、虐待防止対策を推進するとともに、早期対応を行うための権利意識の啓発と相談支援体制の充実を図る。</p>	行政 社会福祉協議会 福祉事業者
<p>③障害者差別解消法への対応</p> <p>障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることから、障がい者を理由とする差別に関する相談および紛争の防止に必要な体制の整備を進める。</p> <p>また、障がいを理由とした差別の禁止や社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮について、市民の理解を得るための啓発を行う。</p>	行政 社会福祉協議会 福祉事業者
<p>④権利擁護制度の啓発と助言・相談機能の充実</p> <p>認知症などで物事を判断する能力が十分でない人が権利擁護制度を利用し、適切なサービスを受けることができるように、市社会福祉協議会で取り組む福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について、各種広報媒体等を用いて、広報・啓発に努め、将来の市民後見人育成も視野に入れ、制度の周知・浸透を図る。</p> <p>また、市と市社会福祉協議会の助言・相談機能を強化するとと</p>	行政 社会福祉協議会 福祉事業者

<p>もに、地域包括支援センターや福祉事業者等に対する研修を充実し、適切なサービスにつなげる体制の強化を図る。</p>	
<p>⑤権利擁護を必要とする対象者の把握 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携して、権利擁護が必要な対象者の把握、利用の促進を図る。</p>	行政 社会福祉協議会 地域、福祉事業者

基本目標 Ⅲ 地域福祉サービスの充実したまち

住み慣れた地域で高齢者や障がい者が安全で安心して暮らすためには、誰もがいつでも気軽に福祉についての相談ができ、適切な福祉サービスへとつながる地域福祉の体制の整備と需要に対応した福祉サービスの提供が必要です。福祉相談体制の充実、地域の支え合い活動への支援、新たな福祉サービスの充実等により、快適な地域生活の実現を目指します。

1. 相談体制の充実

現状と課題

- 福祉に関する相談に対応する機関は、市をはじめ市社協、社会福祉法人、地域包括支援センターなど数多く設置、運営されています。
- 介護、孤立する高齢者等の援助、児童及び高齢者虐待（ネグレクト、経済的虐待を含む）、DV、障がい者支援、生活困窮、消費者被害等、地域を取り巻く環境は複雑化しています。
- 市においては、一人ひとりの相談者に対応し、より効果的な支援やサービスに結びつけるため、適切な指導・助言を行うとともに、各相談機関と一層の連携を進める必要があります。
- 地域においても、より身近なところで気軽に相談や支援を受けることができるような仕組みが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①福祉相談機能の充実及び連携強化</p> <p>各相談窓口での相談機能の連携強化を図るとともに、県の専門的機関、市社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して相談・援助体制の充実を図る。また、福祉や生活の課題が多様化していることから、相談窓口の周知・広報及び職員の資質向上、知識と経験を有する専門性の高い人材（社会福祉士や保健師）の適切な配置に努める。</p>	行政
<p>②地域における相談体制の整備</p> <p>学区・地区社会福祉協議会で取り組んでいる相談事業（地域あんしん事業）の充実強化を図る（コミュニティ振興会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、行政等が相互に連携・研修し、身近で気軽な相談体制の整備を図る）。</p>	行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者

<p>③保健・医療・福祉に関するサービス情報提供の充実 市のホームページ、市広報、市社会福祉協議会、福祉事業者などあらゆるメディアを通し、保健、医療、福祉に関するサービス情報を高齢者等にもわかりやすく提供する仕組みを検討する。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 福祉事業者</p>
--	---------------------------------

2. 住み慣れた地域で安心して生活していくための支援

現状と課題

- 孤立する高齢者等や無縁社会が問題化する中、これまでは家族や地域において行われてきた一人暮らし高齢者等に対する援助が、家族や地域との関係性の希薄化や過疎化の進行などにより難しくなっています。
- 認知症等で徘徊による行方不明の問題は増加傾向にあり、地域との交流がなく、誰も気づかないという現代社会の一面が浮き彫りになりました。
- 住み慣れた地域で高齢者等が安全で安心して暮らすためには、新たな地域課題に対する支援策や地域における支え合いの仕組みがシステム化されることが必要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①高齢者等の見守り体制の充実 ⑦学区・地区社会福祉協議会活動を通じた、孤独死ゼロを目指す「見守りネットワーク事業（新・草の根事業）」の推進、⑧民生委員・児童委員によるきめ細かな見守り、⑨行政や地域包括支援センターなどによる公的制度の狭間で孤立する高齢者等の見守り支援事業の展開といった、高齢者等に対する重層的な見守り体制の充実を図る。 また、訪問介護事業者や新聞販売事業者、配食サービス事業者など、一人暮らし高齢者等を訪問する機会のある民間事業者との連携を図り、いち早い異変の察知と関係機関との連絡体制の充実を図る。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者 企業等</p>
<p>②一人暮らし高齢者等の迅速な異変察知システムの検討 一人暮らしにより、体調等の急変に不安を持つ高齢者等の異変を察知するため、緊急通報システムの充実・見直しを図り、センサー等による異変察知システム等の研究・検討を行う。</p>	<p>行政 地域 福祉事業者 企業等</p>
<p>③地域包括ケアシステムの構築 高齢化が進むことから、要介護状態となっても住み慣れた地</p>	<p>行政 社会福祉協議会</p>

<p>域で自分らしい暮らしを続けることができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図る。</p>	<p>地域 福祉事業者</p>
<p>④認知症施策の推進 認知症等による徘徊の未然防止、早期発見につなげるため、認知症についての知識の普及を図るとともに、地域全体で見守る取り組みを推進する。また、認知高齢者等が日常生活を制限せずに安心して自由に行動できるよう、見守りシステム等の研究・検討を行い、家族の負担軽減を図る。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者 企業等</p>

市民の声 ～地区懇談会より～

- 地域で特定の場所を徘徊している方を見かける。
- 近所に認知症と思われる方がいるが、見た目では判断できない。
- 地域の認知症の方とどのように接してよいか、わからない。

3. 適切な福祉サービスの提供

現状と課題

- 福祉の相談体制が充実しても、提供される福祉サービスが市民のニーズとかけ離れていれば、適切な支援を受けることはできません。
- 市民アンケート調査では買い物や通院での移動、除雪等の日常生活に不便、不安を感じる市民も増えているほか、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な生活課題は多様化していくことが予想されます。
- 少子高齢化が進む中で、地域における買い物や通院、除雪等の多様なニーズへの的確な対応を図る公的サービスとともに、地域が課題を共有し、支え合っていく仕組みづくりが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①市民ニーズの適切な把握 地域ケア会議等のネットワークによる検討会などにより、高齢者等が実際に地域で暮らす中で、不便に感じていることや困っていること等を的確に把握する。</p>	行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者
<p>②移動手段等の検討 高齢者等が、住み慣れた地域で継続して暮らしていくためのニーズに対応した福祉サービスとして、日常の買い物や通院などの移動手段の確保が困難な高齢者等のための交通対策や食料品の宅配サービス・移動販売等に対する支援や集落生活圏を維持する「小さな拠点」づくりの取り組みについて検討する。</p>	地域、行政
<p>③公的福祉サービスを補完する地域支え合い活動の支援 過疎化、核家族化が急速に進行し、買い物やごみ出し、冬期間の灯油詰めや除雪などの日常生活への支援のあり方が課題となりつつある。地域が多様化する課題を共有し、課題解決の仕組みづくりを検討、取り組みを行う地域活動を支援する。</p>	地域、行政 社会福祉協議会
<p>④介護予防・日常生活支援総合事業の推進 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体、多様な担い手による重層的な生活支援・介護予防サービスの支援体制の構築を図っていく。</p>	行政、福祉事業者 社会福祉協議会

市民の声 ～地区懇談会より～

- 今は自動車を運転するが、高齢となり免許を返納したらどうすればよいか。
- バス停や買い物ができる店まで遠く、ひきこもり気味になってしまっている方がいる
- サロンや地域活動に参加したいが、移動手段がない。

4. 地域社会での孤立防止

現状と課題

- 地域で誰からも気付かれずに、相当な日数を経過してから発見される孤独死が社会問題となっています。
- 孤独死は一人暮らしの高齢者だけではなく、働き盛り世代にもみられます。
- 孤立の防止対策を図るとともに、社会的な支援を必要とする人が、地域社会とのつながりを失わないような取り組みを推進していくことが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①自殺予防活動の推進 精神科の医師、保健師などへ日常生活のストレス、悩み等を気軽に相談できる心の健康相談の充実を図るとともに、自殺予防のために、市民一人ひとりが「心のサポーター」の役割を担い、普及啓発及び人材の育成に努める。	行政 地域 社会福祉協議会
②ひきこもり等の社会復帰への支援 ひきこもりやニートは、失業、不登校等からひきこもりにつながっている現状がみられるため、相談窓口を設置し、社会復帰に向け支援できる体制づくりに努める。	行政 地域 福祉事業者 社会福祉協議会
③地域の居場所づくり 地域のつながりが希薄になっている中、地域との接点がなく、閉じこもりがちな高齢者等が見受けられるため、自由に出入りし、気軽に集える居場所づくりを支援する。	行政、地域 社会福祉協議会

市民の声 ～地区懇談会より～

- お年寄りのひきこもりが増えているようだ。年をとると頑固になり、話を聞いてくれない。訪問しても出てこない。
- ニートの人がある。地域の行事に参加してもらえれば、コミュニケーションができるのだが。

5. 生活困窮者の自立支援

現状と課題

- 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階からの生活困窮者への支援の強化が必要とされています。
- 住居や生活など経済的に困窮するだけでなく、高齢や障がい、子育てや介護、ひきこもり等が要因の社会的孤立など、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するための体制の構築を図り、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①生活困窮者の実態把握</p> <p>行政が持っている情報の活用（各課窓口の情報を共有）と地域ネットワークの構築（早期に把握して地域での見守り体制を構築し、自治会、民生委員・児童委員等地域住民や相談支援機関とのネットワークづくり）に取り組む。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者</p>
<p>②自立支援施策の推進</p> <p>自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等による見守り活動の中で、ひきこもりや傷病等で地域住民との関わりが乏しく孤立するおそれのある人を早期に把握して相談機関へつなぐとともに、障がい者、高齢者、ニート、ひきこもりで働くことができない人の相談支援を充実する。また、見守り体制の基盤強化を図る。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域 福祉事業者</p>
<p>③貧困の連鎖防止</p> <p>教育機関・児童福祉機関等との関係機関と連携し、精神保健相談、学習支援、多重債務相談に取り組む。</p>	<p>行政 社会福祉協議会</p>

基本目標 IV 世代をこえて ひと ころを育てるまち

地域福祉の活動における担い手は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人などです。

たとえば、地域住民、自治会、コミュニティ振興会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、商店、企業、社会福祉法人、福祉事業者、学校や大学などです。

支え合いによる地域を将来に渡ってつくっていくためには、これらの人や団体等が連携し、お互いに学び、育て、交流し、協力しながら地域の課題解決のための活動に取り組んでいくことが求められています。

1. 福祉の心を育むまちづくり

現状と課題

- 少子高齢化の進展、家族形態の多様化、価値観の変化により、家族や隣近所との絆が希薄になっています。
- 地域住民による支え合いが可能な地域を将来に渡ってつくっていくためには、福祉に対する意識や考え方の基盤をつくることが重要です。
- 次代の福祉の担い手として継続的に活動に取り組めるよう、高齢者、障がいがある人への理解、福祉意識の醸成等、福祉の心を育てる取り組みが求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①「心のバリアフリー」化の推進 障がい者や高齢者が地域で共に暮らすうえで大切なことは、障がい及び障がい者、高齢者に対する正しい理解が不可欠である。 理解を深め偏見をなくし、意識上の障壁を取り除き心のバリアフリー化に努める。	行政、地域
②福祉活動を通じた福祉に対する理解の推進 子育て支援センター、地域包括支援センターなどが実施する体験活動や実習を通して、子育てや高齢者介護、障がい者支援についての理解を推進する。	行政、地域
③地域活動による福祉意識の醸成 地域にある高齢者施設でのボランティアや地域の高齢者とのふれあいなどを通し、児童・生徒の福祉意識の醸成を図る。	行政、地域 社会福祉協議会

<p>④地域における活動を通じたボランティアの心の育成 子ども会・育成会活動を活性化し、地域の祭りや季節の行事、清掃や資源回収などの活動を通して、進んで地域に貢献するボランティアの心を育てる。</p>	<p>地域</p>
<p>⑤地域における生涯学習の推進 福祉関連講座や研修会、また大学などが実施する講座等への参加を促すことで、福祉への関心と理解を深め、地域活動の担い手としてつなげていく。</p>	<p>行政、地域 社会福祉協議会</p>
<p>⑥学校における福祉教育の推進 福祉に関する出前講座や市社会福祉協議会、福祉事業者等との連携による福祉教育、体験学習、ボランティア活動を通して児童・生徒の福祉への理解や関心を高め、福祉の心を育むことができるよう支援する。</p>	<p>行政、地域 社会福祉協議会 福祉事業者</p>

市民の声 ～地区懇談会より～

- 将来の地域福祉の担い手である子供たちに対する福祉ボランティア教育は、学校の中で取り組みがなされているが、地域としては、子どもたちへの直接の働きかけよりもその親への働きかけが必要。
- コミ振活動の中に若い人が出る幕を作って担い手になるよう伝播していけばいいのではないかと思う。

2. 地域の福祉を支える担い手の育成

現状と課題

- 少子高齢化や働く世代の高年齢化により、地域の福祉を支える担い手の不足、高齢化が問題となっています。
- 地域の担い手を育成するためには、地域に住む人の意識、やる気を起こすためのきっかけづくりが必要という課題があげられています。
- 地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、活動の核となる人材が必要です。
- 今後、福祉サービスは、質・量ともに一層の充実が求められます。そのためには、人材の育成、福祉に携わる者の資質向上を図っていく必要があるほか、地域での活動の場をつくり、参加を促すことが必要です。

取り組み等

取り組み	実施主体
<p>①青少年のボランティアの育成 小・中・高校生や大学生のボランティア活動への参加を促すことによりボランティアの心を育て、次世代につながる人材の育成を進める。</p>	<p>地域 ボランティア団体 社会福祉協議会 行政</p>
<p>②身近な地域活動を通じた人材の育成 地域のPTA活動などの身近な活動を通じて、地域活動へのきっかけづくりを進める。</p>	<p>地域</p>
<p>③経験を生かした世代の参加促進 団塊の世代を含め、高齢者が豊富な経験と知識を生かし、地域参加や生きがいづくりにつながるよう、地域活動へ参加を促進することに努める。</p>	<p>地域</p>
<p>④地域福祉のリーダー育成 コミュニティセンター、自治会館等の地域資源を活かして健康、福祉の研修会や話し合いの機会などを充実し、地域住民との協働のもと、地域福祉活動を推進するリーダーの育成を図る。</p>	<p>行政 社会福祉協議会</p>
<p>⑤民生委員・児童委員活動に対する支援 民生委員・児童委員が地域の中で期待される役割を十分に果たすことができるよう、活動に対する市民の理解を一層深めるとともに、研修の充実、相談支援など民生委員・児童委員の活動を支援する。</p>	<p>行政</p>

市民の声 ～地区懇談会より～

- 高齢者同士で困りごとを助け合う状況となっている。
- 働きかけがあれば担っても良いという人もいる。育成と教育ときっかけづくりが大事だと思う。
- 保育園での世代間交流など、様々な世代の人たちから福祉を考えてもらう機会を捉えていくことにより担い手が育成されるのではないかと。

3. ボランティア、NPO法人との協働によるまちづくり

現状と課題

- 地域福祉を推進するうえで、住民が主体性をもってまちづくりに参画することは、「自治」の本来のあるべき姿であり、必要不可欠なものです。
そのため、ボランティアやNPO法人に関わる情報の入手や、相談が気軽にできるように関係機関における情報の受発信機能や相談機能の向上が求められています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①ボランティアのネットワークの充実 ボランティア団体の自主的な活動を支援するため、それぞれのニーズ情報などを共有化するとともに、市と市社会福祉協議会は連携してボランティア団体間の情報交換や交流を促すことにより、ボランティアネットワークの充実を図る。	行政 ボランティア団体 社会福祉協議会
②NPO活動等との連携 NPO法人の自主的な活動を支援し、これらの活動と市の事業とが連携できるよう努める。	行政 社会福祉協議会 NPO法人
③公益活動の支援 市民が自主的な公益活動を円滑に行うことができるように、公益活動支援センターが行う公益活動の相談、情報提供、講座開催などの活動を支援するとともに、その機能の向上を図るためのコーディネーター等としての役割を担える人材育成に努める。	行政 社会福祉協議会 ボランティア団体 NPO法人

4. 社会貢献活動の推進

現状と課題

- 立地する地域に、何らかの形で貢献したいという気持ちを持っている企業があります。
- 企業には、仕事で得た知識や経験を生かし、地域で活躍できる人材が豊富です。
- 福祉事業者は、福祉サービスの提供や福祉活動を通して、地域福祉の重要な役割を担っています。
- 市内の大学では、社会福祉士などの専門的な人材の養成が行われています。
- 地域の多様な課題に対し、地域住民やボランティアなどの地域団体が自主的に助け合い・支え合い活動を行えるよう、企業、大学等の地域貢献活動を推進することが

期待されています。

取り組み等

取り組み	実施主体
①企業等の社会貢献活動の推進 企業等のボランティア活動を推進するとともに、地域と連携し、企業が提供できる活動と地域が求めるニーズの橋渡しできる仕組みを検討する。	行政 社会福祉協議会 企業等
②福祉事業者が持つ人材や専門性の地域への還元 福祉事業者が地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、人材や豊富なノウハウなどを地域活動者の研修などに活用する。また、福祉事業者が地域の一員として、提案したり自ら取り組むなど、その専門性を地域に還元することができるよう努める。	行政 福祉事業者 社会福祉協議会
③高校・大学との連携によるボランティア等の活動の推進 高校や大学との連携による福祉ボランティア活動を促進する。また、大学生と地域による調査研究活動を通じた福祉活動の取り組みを推進する。	行政 社会福祉協議会

市民の声 ～地区懇談会より～

- 企業でボランティア活動（浜中海岸の清掃）に熱心なところがある。
- 公益大生の調査で、高齢者とふれあい、話を聞くことは良いことと思う。
- 高校生のボランティア活動は学校が主導。卒業等学校を離れると継続が難しい。

第7章 計画の実現に向けて

1. 重点的に取り組む事項

地域で生活している人々が「元気で笑顔あふれるまち 酒田」を実現するため、次の項目を喫緊の課題と捉え、市民、行政、事業者などがこれらの役割を担い、実施または支援する対策として重点的に取り組みます。

(1) 地域福祉の担い手不足の解消

地域や社会への関心、思いやり、地域活動への積極的な取り組みなどの意識啓発を促すため、地域や小中学校・高校・大学等と連携し、研修会・講座、交流会、体験活動などを通じて、広く福祉に関する意識を持った人材を育成します。

また、新たな地域の担い手となる人材の育成を図るため、青少年ボランティアの育成、働き盛り世代が働きながら地域でも活動できるような地域活動の環境整備、経験が豊富な団塊の世代への福祉活動の参加を促進することにより、人が育ち、人材が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、ボランティア団体やNPO法人の自主的な活動を支援するとともに、企業や大学等と連携し、地域活動への理解・参加、ノウハウの活用、問題解決のための調査活動など多様な福祉活動の推進に努めます。

(2) 地域の支え合い活動の推進

家族や地域において行われてきた一人暮らし高齢者等に対する援助が、家族や地域との関係性の希薄化や過疎化の進行などにより難しくなりつつあります。孤立する高齢者等に対する見守り活動のほか、家事、ごみ出しなど日常生活でのちょっとした困りごとに対応するためには、お互いの助け合いが大切です。

これまでも、市と市社協では地域支え合い活動推進事業を通じて、琢成地区、日向地区で、地域自らが生活課題について検討、地域の社会資源を利用し地域の支え合い活動を実践し、一定の成果を上げています。引き続き、継続的な取り組みができるよう支援していくとともに、他地区でも新たな支え合い活動の取り組みができるよう環境整備を図ります。

また、地震や風水害等の災害時に、自力での避難が難しい高齢者や障がい者等を迅速に救助するためには、地域内の助け合いによる援助体制づくりの更なる推進が必要です。災害時要援護者（要配慮者）名簿の整備、コミュニティ振興会・自治会との連携による防災訓練等を推進し、漏れのない避難支援活動ができる体制を整えます。

(3) 通院、買い物、除雪等に対する支援

少子高齢化や過疎化が進む中、利用者の減少による食料品や日用品を扱う商店の撤退、自力で移動できない高齢者の増加、家族や地域との関係の希薄化などにより、中山間地をはじめ市街地においても、通院や買い物といった日常生活の不便、将来の不安を感じる市民が増えてきています。

また、冬季の降雪期において、除雪が困難な高齢者等世帯に対する支援体制も、除雪協力者の高齢等が進み、その確保が困難になってきました。

これらの課題は、これまでは家族や隣近所などの助け合いで支えられてきましたが、地域等の支え合いだけで解決することは難しい状況です。

市民誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者等の通院、買い物、除雪に対するニーズを把握し、交通弱者、買い物弱者及び除雪が困難な人の生活を支える地域内の助け合いを積極的に支援するとともに、地域と市・関係団体が連携して課題の解決に向けて取り組みます。

2. 地域福祉を推進する実施主体と役割

現在の福祉施策は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの対象者ごとに分かれています。一方、地域福祉の考え方は、何らかの課題を抱えている人に対処するというだけでなく、地域で生活していく中で、日常的に抱えている生活課題にも対応するなど、地域で生活している人々に対して等しく安全・安心をもたらすことを念頭に「すべての人がより良く生きていく」ことを目指すものです。

地域福祉を推進していくには、公的な福祉サービスの充実とともに、市民が地域の福祉活動に参加することが重要になってきます。つまり、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、公的な福祉サービスを利用しながらも、地域に住む人が互いに思いやりをもって、支え合い助け合いながら生活を送るということです。それは、地域に住む人、一人ひとりが地域福祉の受け手であるとともに、担い手としても活躍していくということでもあります。

第3期計画に掲げる目標、将来像の実現を図るためには、市民一人ひとりをはじめ、行政、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協、市社協、ボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員、福祉事業者（福祉施設等）、企業等、地域福祉を推進する実施主体がそれぞれの役割を持ちながら連携を図り、取り組みを推進していくことが期待されていることから、地域福祉を推進するため、それぞれの役割を次のように定めます。

(1) 地域

① 市民

これからの地域福祉は、そこに住む市民が主役となって取り組んでいくことが重要です。

市民一人ひとりが、互いに支え、助け合う福祉コミュニティの構築に向けて、他人を思いやる心を育てていくとともに、サービスの受け手にとどまらず、担い手として、あるいはサービスを提供する側としても積極的に地域に関わっていくことが必要です。

そのためには、住民が年齢や性別、障がいの有無に関らず、一緒になって自分たちの住む地域をより良いものにしていこうとする協働の取り組みが求められており、自治会活動や学区・地区社協活動への積極的参加や、新たな公益サービスの担い手として位置づけられるボランティア団体やNPO法人などへの参加を通じて、見守り・支え合いの活動などを展開していくことが大切です。

② 自治会

自治会は、地縁をもとにお互いの顔が見える範囲で組織されている場合が多く、市民にとってもっとも身近な団体であり、まちづくり、地域づくりを行う最も基礎的な地域組織です。

学区・地区社協やコミュニティ振興会活動を支え、高齢者の見守りや障がい者、子育て中の母親など支援が必要な人の孤立を防ぎ、地域福祉を推進します。

また、住民相互の親睦と交流、共通の地域課題の解決などに大きな力を発揮しており、これからもその役割は、ますます重要になります。

③ コミュニティ振興会

コミュニティ振興会は、自治会、福祉活動団体、体育振興会、スポーツ少年団、子ども会・育成会、PTAなどを構成員とし地域住民が自主的に組織し、自治・防災・防犯・環境衛生・健康など共通する地域課題・生活課題の解決のため、自らの手でまちづくり・地域づくりを進めるための組織です。学区・地区社協と連携して地域福祉や生涯学習も推進しており、各種団体との連携を図る地域の中核的組織としての役割を持っています。

本市では、全ての地区（概ね小学校区単位に36組織）にコミュニティ振興会が組織され、活発な活動が行われています。

④ 学区・地区社会福祉協議会

学区・地区社協は、36地区（概ね小学校区）を単位とする地域住民の自主的な組織で、自治会組織、民生委員・児童委員協議会、福祉協力員、子ども会育成会、小・中学校PTAなどを主な構成員とする協議体の形をとり、身近な地域における福祉活動の実践組織として活躍しています。

主な活動は、新・草の根事業の実施組織として、高齢者等の見守りネットワーク支援事業、合同研修事業、ふれあい給食事業、地域あんしん事業、地域交流サロン事業、

福祉啓発の研修会の開催及び広報紙等の発行、ボランティアの育成などを行っており、地域福祉を担う活動主体として大きな役割を持っています。

⑤ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市民の中から選ばれ、県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、地域で様々な生活課題を抱える住民すべてに対して適切な相談・助言・援助、社会福祉事業者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係機関の業務への協力などです。

本市では、273人（定数）の民生委員・児童委員が活動し、14地区（概ね中学校区）の民生委員・児童委員協議会（以下、「単位民児協」という。）があります。

主任児童委員は、児童問題を専門的に担当するために各単位民児協に2人ずつ配置し、区域担当の児童委員の活動に支援・協力して、単位民児協全体の児童委員活動を推進していく役割を担っています。

民生委員・児童委員は、その制度発足以来、公的身分を持つ民間のボランティアとして一貫して地域住民の身近な相談相手として支援活動をしており、援助を必要とする高齢者、母子・父子家庭、心身に障がいをもつ人や近年増加している虐待やひきこもりなど、すべての住民の立場に立って相談・援助を行っており、その役割は重要性を増しています。

（2）酒田市社会福祉協議会

市社協は、昭和27年に本市の社会福祉事業における住民活動の強化を図るための組織として設立され、昭和45年には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉推進の中核として各種福祉事業を実施しています。

構成は、地域福祉を推進する住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉団体などさまざまな団体により組織されており、社会福祉法においても地域福祉を推進する中核的な団体として明確に位置づけられています。

また、地域住民主体の原則を旨として、地域福祉の推進に関して、住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティアなど住民主体の活動の振興・支援、地域での福祉ネットワークの形成など、さまざまな事業実績や豊富な経験をもっています。

市社協には、地域福祉活動計画に基づいた各種事業の実施や企画立案、地域住民への総合的支援を推進する中核として位置づけられています。

地域福祉の推進に向けて、市社協と行政が車の両輪であるという認識に立ち、連携を強化していきます。

市社協では、具体的に、次に掲げる事業を通して地域に密着した福祉活動を展開しています。

「主な事業」

新・草の根事業、地域支え合い活動推進事業、赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金活動、福祉サービス利用援助事業、成年後見事業、生活自立支援センター事業、生活福祉金貸付事業、たすけあい資金貸付事業、心配ごと相談所、ボランティアセンター・公益活動支援センターの運営、被災地支援活動団体への支援、避難者支援、会報ふれあいによる広報活動、ホームページ・フェイスブック、ツイッターによる広報活動、日赤事務事業、福祉バス・日赤福祉バスの運行事業、訪問介護事業、介護保険事業（訪問介護事業・通所介護事業・認知症対応型通所介護事業）、地域包括支援センター（にいだ）等

（３）ボランティア団体、NPO法人

ボランティア団体、NPO法人は、主に特定の課題解決のために組織され、独自の専門性を持ち、また、結びつきが柔軟であることから、広い範囲で人と人をつなぐ力を持っています。

地域に根ざした活動に取り組む団体も見られるようになっており、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援などの専門性を持つ分野では、関心のある市民をボランティアとして受け入れたりするなど、市民の意識を高め、先導する役割が高まっています。

（４）福祉事業者

福祉サービスの提供者として、介護や障がい者支援など各分野にわたり利用者の自立支援、サービスの質の確保、人材の育成、利用者保護及び権利擁護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

地域福祉のニーズに応える新たなサービスの提供や住民の福祉、地域活動への参加支援など地域の福祉資源として地域社会と積極的に関わります。

（５）企業等

企業などでは、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域の一員としての意識から、地域活動や技術などを生かした奉仕活動に取り組みます。

また、地域の活動に積極的に参加するとともに、働く人が仕事と地域活動が両立できる環境づくりが期待されています。

（６）行政

市は、多様なニーズに合わせて公的福祉サービスを提供する役割を担っています。しかし、過疎化、核家族化が進む中、地域によっては公的サービスだけでは住民の生活課題に十分に対応することが困難になっています。このことから、市民、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協、市社協、ボランティア団体、NPO法人、民

生委員・児童委員、福祉事業者、企業などと連携し、きめ細やかな対応ができるように福祉活動の基盤づくりを進めていくことが求められています。そのために、公的福祉サービスの充実を図るとともに、地域の課題解決のための仕組みづくり、取り組みを行う地域活動を支援するなど、より一層の環境の整備を進めます。

また、少子高齢化により、地域福祉の活動の担い手が不足していることから、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育の推進やボランティアの育成について、教育委員会と連携します。

さらに、児童相談所等、県の関係部署と連携を図り、市民の相談、支援について強化します。

3. 地域福祉の拠点

地域は、人と人とのつながりからみると、市全体はもちろん、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協などさまざまな地域の共同体や、ご近所づきあい、井戸端会議も含めた重層的なものです。

地域を支え合いの活動の場としてみると、主に自治会、小学校、中学校の区域で活動が行われています。

この計画の施策は、家族から全市的なものまで多岐にわたりますが、地域福祉の拠点となる地域は、人とのつながり、活動の場の両面から概ね小学校区を区域とする「コミュニティ振興会」の区域と考えています。そして、この区域内の自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協、福祉団体、福祉事業者などがネットワークを結び、助け合い支え合う地域活動を実践する場が地域福祉の拠点（組織）となります。

実際に活動する場所は、コミュニティセンターなど地域の拠点施設を活用していく必要があります。

※コミュニティセンターの一覧は資料編に掲載しています。